

京都市告示第275号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成20年10月1日から平成21年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務を委託します。

平成20年10月1日

京都市長 門川 大作

- 1 氏名又は名称 クオール 株式会社
- 2 住 所 東京都新宿区四谷1-17

(環境局循環型社会推進部まち美化推進課)